

金沢医科大学における競争的資金等の不正使用および 研究活動の不正行為に係る通報窓口の設置について

金沢医科大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正：文部科学大臣決定）および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日：文部科学大臣決定）を踏まえ、「学校法人金沢医科大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」および「学校法人金沢医科大学研究活動に係る不正行為に関する規程」を一部改正し、研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするため、通報窓口を以下のとおり設置しましたので、お知らせいたします。

通報窓口

<学内窓口>

窓 口：業務監査課内
住 所：〒920-0293 石川県河北郡内灘町大学1-1
電 話：076-218-8326（直通）※電話による受付時間は平日9:30～16:00
F A X：076-286-3870
メ ー ル：g-kansa@kanazawa-med.ac.jp

<学外窓口>

窓 口：文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室
住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電 話：03-6734-4018（直通）※電話による受付時間は平日9:30～18:30
F A X：03-6734-4018
メ ー ル：chosei-k@mext.go.jp
U R L：http://www.mext.go.jp/b_menu/fusei/

対 象：研究活動の不正行為に関するもの及び研究費の不正な使用によるもの
留意事項：通報等を受け付ける際には、以下について確認させていただくとともに、
調査にあたっては通報者に協力を求める場合があります。

- 通報者の氏名・連絡先 不正な使用を行ったとする研究者
 不正な使用の態様 不正とする根拠 使用された研究資金

なお、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、
通報者の氏名の公表、その他必要な措置を執ることを申し添えます。

平成27年4月1日